

自然災害発生時における業務継続計画

放課後等デイサービスはるいろ

法人名	特定非営利活動法人はるひな		
代表者	理事長 高垣 大輔	管理者	井口 知子
所在地	鳥取県八頭郡智頭町智頭 711-1	電話番号	0858-71-1215

総論

(1) 基本方針

施設・事業所等としての災害対策に関する基本方針を記載する。

本計画は、大地震等の自然災害をはじめとした突発的な経営環境の変化など不測の事態がはっせいしても、重要な事業を中断させない、または中断せざるを得なくなった場合であっても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示すものである。

(2) 推進体制

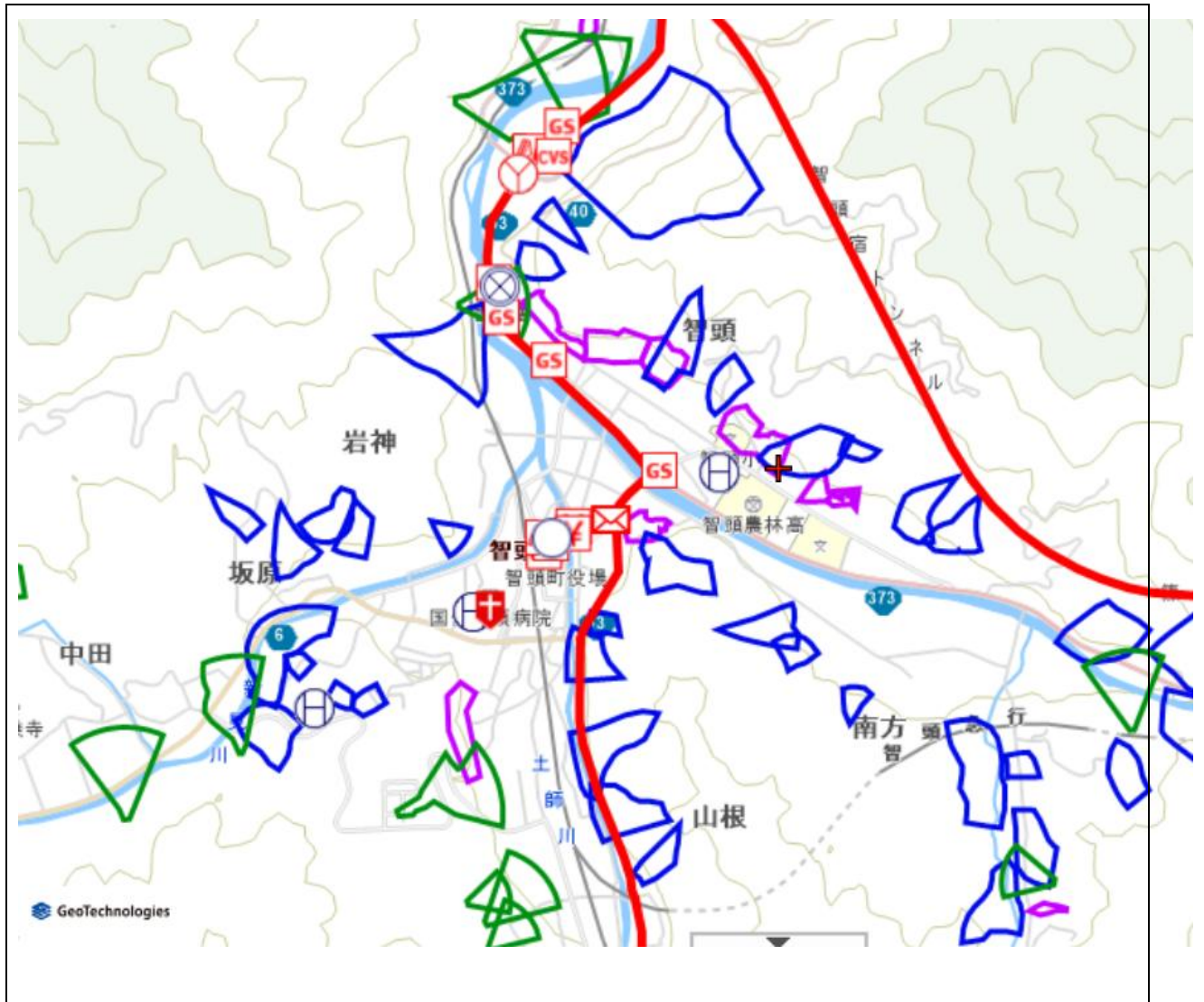
平常時の災害対策の推進体制を記載する。

(記入フォーム例)			
主な役割	部署・役職	氏名	補足
総括責任者	管理者	井口 知子	
BCP 策定、見直し	管理者	井口 知子	
職員への研修、訓練	自発管	上月 信乃武	

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認

施設・事業所等が所在するハザードマップ等を掲載する（多い場合は別紙として巻末に添付する）。



② 被災想定

大きな被害が予想される災害について、自治体が公表する被災想定を整理して記載する。

【自治体公表の被災想定】

地震・台風を想定

交通インフラの脆弱性：地震や豪雨で道路や鉄道が寸断されると、救援・復旧活動が遅れる。

ライフラインの被害：停電、水道・通信断。特に山間部では復旧が難しくなる。

避難の難しさ：斜面や崖を避けつつ安全な避難所を確保。アクセスが断たれる可能性がある。

ごみ・瓦礫処理：大量の災害廃棄物が発生する想定があり、それを迅速・適切に処理しないと二次被害（衛生悪化、復旧遅れ）が起きる。

長期復旧のコスト・時間：強靱化の取り組みがあるものの、大規模災害では復旧に時間もコストもかかる。

【自施設で想定される影響】

自治体発表の被災想定から自施設の設備等を勘案のうえ記載する。また、時系列で整理することを推奨する。

<記入フォーム例>

	当日	2 日 目	3 日 目	4 日 目	5 日 目	6 日 目	7 日 目	8 日 目	9 日 目
(電力)	自家発電機 →	復旧	→	→	→	→	→	→	→
電力	待機	待機	復旧						
飲料水	備蓄	配給を待つ							
生活用水	配給		復旧						
ガス	待機	復旧							
携帯電話	待機	復旧							
メール	待機	復旧							

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

複数の事業を運営する施設・事業所等では、どの事業（入所、通所、訪問等）を優先するか（どの事業を縮小・休止するか）を法人本部とも連携して決めておく。

<優先する事業>

(1) 連絡対応

(2) 復旧に向けた動き

<当座休止する事業>

(1) 個別支援

(2) 集団活動

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

訓練実施の方針、頻度、概要等について記載する。

・訓練の方針と概要について 事業所での避難は施設利用時の被災を想定することになるので、避難行動については 限定的なものになるが、第一に利用児童の生命の安全を最優先にした訓練を行うようにしたい。特に風水害の避難については、洪水警報発令時に事業所が開所していない 事が予想されるため、訓練時に水害対策や避難場所での心構えについて、利用児童に 分かり易く伝えていくことが重要と考える。 年1回は研修を実施、年1回は訓練を実施する。

② BCPの検証・見直し

評価プロセスや定期的に取り組むの評価と改善を行うことを記載する。

災害対策委員会は、職員から業務継続計画（BCP）について改善すべき事項について意見を聞き、その内容を災害対策委員会の議論に反映する。避難訓練実施後に報告書をもとに、災害対策委員会で検証を行い、必要があればBCPの見直しを行うことで、利用児童の安全を確保していく。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
建物	建築基準法を満たすもの	

② 設備の耐震措置

対象	対応策	備考
棚	転倒防止措置対策	

③ 水害対策

対象	対応策	備考
外壁のひび割れ、 欠損、膨らみ	月に1回程度目視にて点検	
周囲に倒れそうな 樹木、飛散しそ うな物	災害訓練の際に点検	

(2) 電気が止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と自家発電機もしくは代替策を記載する。

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策
情報機器：PC	バッテリー充電器の用意
冷蔵庫	て保冷剤等用意
照明器具	懐中電灯、乾電池の用意
暖房機器	毛布、カイロの用意

(3) ガスが止まった場合の対策

被災時に稼働させるべき設備と代替策を記載する。

稼働させるべき設備	代替策
調理器具	カセットボンベ式調理器具を用意

(4) 水道が止まった場合の対策

被災時に必要となる飲料水および生活水の確保を記載する。

① 飲料水

職員と利用者数の1日分の飲料水を確保、保存期間に留意 2リットルペットボトル2ケース

*備蓄の場合は、備蓄の基準(2リットルペットボトル●本(●日分×●人分)などを記載)

② 生活用水

浴槽に貯水

*貯水槽を活用する場合は容量を記載。ポリタンクを準備する場合は容量と本数を記載。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

被災時に施設内で実際に使用できる方法(携帯メール)などについて、使用可能台数、バッテリー容量や使用方法等を記載する。

→ 携帯電話/携帯メール/PCメール/SNS等

PC 緊急時メール

事業所携帯

職員個人携帯

(6) システムが停止した場合の対策

電力供給停止などによりサーバー等がダウンした場合の対策を記載する(手書きによる事務処理方法など)。

- ・ 浸水リスクが想定される場合はサーバーの設置場所を検討する。
- ・ データ類の喪失に備えて、バックアップ等の方策を記載する。

データの喪失に備えて、クラウドに保存

(7) 衛生面(トイレ等)の対策

被災時は、汚水・下水が流せなくなる可能性があるため、衛生面に配慮し、トイレ・汚物対策を記載する。

① トイレ対策

【利用者】

簡易トイレの備蓄

おしりふき

ウェットティッシュの備蓄

排泄物や使用済みオムツなど、所定のゴミ置き場へ保管

【職員】

利用者とは別に、職員の簡易トイレ、生理用品は備蓄しておく。
その他利用者に準ずる。

② 汚物対策

排泄物や使用済みのオムツなどの汚物の処理方法を記載する。

排泄物などは、ビニール袋に入れて密閉し衛生面に留意し隔離、保管しておく。

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

地震の場合、水害の場合等に分けてBCPを発動する基準を記載する。

【地震による発動基準】 播磨町周辺において、震度 6 以上の地震が発生し、被災状況や社会状況を総合的に 勘案し、管理者が必要と判断した場合、管理者の指示により BCP を発動し、対策本部を設置する。

【水害による発動基準】 大雨警報や、洪水警報が発表されたとき。台風により高潮注意報、洪水警報等が発表されたとき。社会状況等を総合的に勘案し、管理者が必要と判断した場合、管理者の指示により、BCP を発動し、対策本部を設置する。

また、管理者が不在の場合の代替者も決めておく。

管理者	代替者①	代替者②
井口 知子	上月 信乃武	鈴木 ゆかり

(2) 行動基準

発災時の個人の行動基準を記載する。

発生時の行動指針は、以下の通りとする。

- ① 自身及び利用者の安全確保
- ② 二次災害への対策（火災や建物倒壊など）
- ③ 地域との連携
- ④ 情報発信

平常時 日常点検 訓練/見直し

 情報交換 情報共有

直後 命を守る行動

 （安全確保、避難）

当日 二次災害対策

 （避難場所の確保等）

体勢確保後 事業再開

体勢回復後 通常営業・業務

完全復旧後 評価・反省・見直し

・連携 事業所間連携、行政、関係機関連携

・情報発信 利用者家族安否情報、事業所情報 ・支援体制確保（人員・物資等）

対応体制

対応体制や各班の役割を図示する。代替者を含めたメンバーを検討し、記載する。

地震防災活動隊

隊長：管理者 地震災害応急対策の実施全般について一切の指揮を行う。

情報班 班長：常勤職員 行政と連絡をとり、正確な情報の入手に努めるとともに適切な指示を仰ぎ、隊長に報告するとともに、利用者家族へ利用者の状況を連絡する。活動記録をとる。

消火班 班長：常勤職員 地震発生後直ちに火元の点検、発火の防止に万全を期すとともに、発火の際には消火に努める。

応急物資班 班長：常勤職員 食料、飲料水の確保に努めるとともに、飲料水等の配布を行う。

安全指導班 班長：常勤職員 利用者の安全確認、施設設備の損傷を確認し報告する。隊長の指示がある場合には利用者の避難誘導を行う。家族への引継ぎを行う。

救護班 班長：常勤職員 負傷者の救出、応急手当及び病院などへの搬送を行う

地域班 班長：常勤職員 地域住民や近隣の福祉施設と共同した救護活動、ボランティアの受入れ体制の整備対応を行う。

(3) 対応拠点

緊急時対応体制の拠点となる候補場所を記載する（安全かつ機能性の高い場所に設置する）。

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
事務スペース	相談室	

(4) 安否確認

① 利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく（別紙で確認シートを作成）。

なお、負傷者がいる場合には応急処置を行い、必要な場合は速やかに医療機関へ搬送できるような方法を記載する。

【安否確認ルール】

震災発生時は、電話、SNS 等にて利用者の安否確認を行う。お預かり時に負傷者が発生した場合には応急処置を行い、必要な場合は病院へ搬送する。

【医療機関への搬送方法】

状況に応じて対応

② 職員の安否確認

地震発生時の職員の安否確認方法を複数検討し準備しておく（別紙で確認シートを作成）。

（例）携帯電話、携帯メール、PCメール、SNS等

<p>【施設内】 職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて行い、管理者に報告する。</p> <p>【自宅等】 自宅等で被災した場合は、電話、SNS、災害用伝言ダイヤル等で、事業所に自身の安否情報を報告する。報告事項は、自身、家族が無事かどうか、出勤可否を確認する。</p>
--

(6) 職員の参集基準

発災時の職員の参集基準を記載する。なお、自宅が被災した場合など参集しなくてもよい場合についても検討し、記載することが望ましい。

<p>震度 5 以上の地震又は警報級の台風が発生した場合は、職員から事業所に連絡をとり、30分以上連絡が取れない場合は、安全確保しながら参集する。自らまたは家族が被災した場合や、交通機関、道路などの事情で参集が難しい場合は、参集しなくてよい。</p>

施設内外での避難場所・避難方法

地震などで一時的に避難する施設内・施設外の場所を記載する。また、津波や水害などにより浸水の危険性がある場合に備えて、垂直避難の方策について検討しておく。

【施設内】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	玄関前スペース	
避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がある場合は、安全に留意しながら利用者の誘導を行う。 ・避難場所を大声で周知しながら集合する。 ・天井からの落下物に留意する。 ・避難時は極力、靴を履く。 	

【施設外】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	智頭農林高校	智頭小学校

避難方法	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時は靴をはく。 ・利用者がある場合は、安全に留意しながら利用者の誘導をおこなう。 ・落下物に注意する。 ・避難にあたっては、事業所内に残された人がいないか、大声で確認しながら避難する。 ・避難時防災袋を忘れずに。 ・車両での避難は、職員か判断した利用者優先にする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難時は靴をはく。 ・利用者がある場合は、安全に留意しながら利用者の誘導をおこなう。 ・落下物に注意する。 ・避難にあたっては、事業所内に残された人がいないか、大声で確認しながら避難する。 ・避難時防災袋を忘れずに。 ・車両での避難は、職員か判断した利用者優先にする。
------	--	--

(7) 重要業務の継続

優先業務の継続方法を記載する（被災想定（ライフラインの有無など）と職員の出勤率と合わせて時系列で記載すると整理しやすい）。

職員数	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%
個別支援	中止または短縮	必要最低限	ほぼ通常
集団支援	中止または短縮	必要最低限	ほぼ通常
事務作業	必要最低限	必要最低限	ほぼ通常

(8) 職員の管理(ケア)

① 休憩・宿泊場所

震災発生後、職員が長期間帰宅できない状況も考えられるため、候補場所を検討し、指定しておく。

休憩場所	宿泊場所
相談室	宿泊スペース

② 勤務シフト

震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフト原則を検討しておく。

<p>【災害時の勤務シフト原則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供が常時預けられないなど、家庭状況を配慮する。 ・施設に留まれる職員を中心に構成する。 ・必要に応じて、関係事業所に協力要請を図る。
--

復旧対応

① 破損個所の確認

復旧作業が円滑に進むように施設の破損個所確認シートを整備し、別紙として添付しておく。

<建物・設備の被害点検シート例>

対象		状況（いずれかに○）	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	電気	通電 / 不通	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	・・・		
建物・設備 (フロア単位)	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	・・・		

② 業者連絡先一覧の整備

円滑に復旧作業を依頼できるよう各種業者連絡先一覧を準備しておく。

業者名	連絡先	業務内容
中国電力	0120-181-210	停電対応、復旧情報
智頭町	0858-75-4111	防災情報発信
愛進堂	0857-26-2441	事務機器、通信
MK 通信	0857-30-0307	電気設備

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

公表のタイミング、範囲、内容、方法についてあらかじめ方針を定めて記載する。

情報発信にあたっては、法人を含む会議を踏まえておこなう。発表にあたっては、利用者及び職員のプライバシーにも配慮する。

4. 他施設との連携

(1) 連携体制の構築

① 連携先との協議

連携先と連携内容を協議中であれば、それら協議内容や今後の計画などを記載する。

・同法人が運営する関係事業所との連携構築。

② 連携協定書の締結

地域との連携に関する協議が整えば、その証として連携協定書を締結し、写しを添付する。

なし

③ 地域のネットワーク等の構築・参画

施設・事業所等の倒壊や多数の職員の被災等、単独での事業継続が困難な事態を想定して、施設・事業所等を取り巻く関係各位と協力関係を日ごろから構築しておく。地域で相互に支援しあうネットワークが構築されている場合はそれらに加入することを検討する。

【連携関係のある施設・法人】

施設・法人名	連絡先	連携内容
ながたんの里	0857-72-8123	人員・物資供給
ぷらす one	0857-51-0523	//
すぷりんぐ	0858-75-2118	//
ここいろ	0857-51-0523	//
ここいろ用瀬	0858-87-3738	//
相談支援センターはるひな	0857-68-1632	//

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
岡本医院	0857-53-2028	健康相談、受診

【連携関係のある社協・行政・自治会等】

名称	連絡先	連携内容
智頭町福祉課	0858-75-4102	
鳥取市障害福祉課	0857-20-3474	
智頭消防署	0858-75-0119	

(2) 連携対応

① 事前準備

連携協定に基づき、被災時に相互に連携し支援しあえるように検討した事項や今後準備すべき事項などを記載する。

関係事業所との合同会議（年2回）で主に災害時の協力内容を確認。

② 利用者情報の整理

避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報を「利用者カード」などに、あらかじめまとめておく。

・利用者情報を常に最新のものとなるよう、常時から確認しておく。

③ 共同訓練

連携先と共同で行う訓練概要について記載する。

関係事業所との合同会議（年2回）で主に災害時の協力内容を確認。

5. 地域との連携

(1) 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

地域の災害福祉支援ネットワークの協議内容等について確認し、災害派遣福祉チームのチーム員としての登録を検討する。

派遣なし

(2) 福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

福祉避難所の指定を受けた場合は、自治体との協定書を添付するとともに、受入可能人数、受入場所、受入期間、受入条件など諸条件を整理して記載する。

社会福祉施設の公共性を鑑みれば、可能な限り福祉避難所の指定を受けることが望ましいが、仮に指定を受けない場合でも被災時に外部から要援護者や近隣住民等の受入の要望に沿うことができるよう上記のとおり諸条件を整理しておく。

指定なし

② 福祉避難所開設の事前準備

福祉避難所として運営できるように事前に必要な物資の確保や施設整備などを進める。

また、受入にあたっては支援人材の確保が重要であり、自施設の職員だけでなく、専門人材の支援が受けられるよう社会福祉協議会などの関係団体や支援団体等と支援体制について協議し、ボランティアの受入方針等について検討しておく。

開設なし

6. 通所系・固有事項

【平時からの対応】

1. マニュアルを整備する

(地震・火災・豪雨・停電の対応方法、事業継続計画 (BCP))

2. 利用者の緊急情報をまとめておく

(医療・アレルギー・行動特性、保護者の連絡先、引き渡し先など)

3. 施設の安全対策をしておく

(家具固定、避難経路の確保、ハザードマップ確認)

4. 備蓄をそろえる

(水・食料・簡易トイレ・ライト・救急用品など)

5. 連絡体制を整える

(緊急時の連絡方法を保護者と共有)

6. 職員の役割と訓練

(役割分担(避難誘導・連絡など)、地震・火災・水害の避難訓練を定期的実施)

7. 地域との連携

(避難所・近隣施設・消防との連携、情報共有・協力体制の確認)

【災害が予想される場合の対応】

危険が予想される場合は早い段階でサービスを中止する。

【災害発生時の対応】

命を最優先に守る行動(地震:頭を守る → 揺れが止まったら避難など)

子供の安全確保(点呼・ケガの応急措置など)

送迎の中止(保護者の迎えを待つ or 必要なら避難所へ移動)

保護者に状況を連絡(可能な範囲で)

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
R8.1.27	新規作成	高垣